

下野市総合計画の策定方針

平成18年4月

下野市

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化などの進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化などは、地域経済や人々の暮らしに大きな影響を及ぼしつつある。

また、地方分権や規制緩和の推進により、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められており、個性を活かした誇りの持てるまちづくりを進めることが必要となってきた。

このような中で、今後は、下野市としての個性や資源にさらなる磨きをかけながら、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが必要である。

したがって、市民一人ひとりとの対話と共感を基調としながら、市民の主体的なまちづくりと市民を主役とした行政の展開をめざし、その基本方向や仕組みを明らかにしていくために、新しく総合計画を定めるものである。

2 基本的な考え方

新しい総合計画の策定にあたっては、下野市のまちづくりの指針にふさわしいものとするため、次に掲げる視点に基づき、計画が市民共有の目標となるよう進めていくものとする。

(1) 新市建設計画との整合の視点

合併後の新市が、より豊かで、活力ある新しいまちとなるための指針として、南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会の協議と合意のもとに策定された新市建設計画との整合性を図りながら策定するものとする。

《参考》

新市建設計画

将来像 思いやりと交流で創る新生文化都市

計画期間 平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間

基本目標 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり
安心して暮らせる健康で明るいまちづくり
みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり
豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり
知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり
住民と行政の協働による健全なまちづくり

(2) 少子・高齢化の進行など社会情勢・課題などに対応する視点

少子・高齢化の進行による人口構造変化への対応や生活水準の向上に伴い多様化する価値観への対応など、これまでの成長型社会経済システムから成熟型社会経済

システムへの転換が求められている。

また、地方分権一括法の施行をはじめ、市町村合併の推進や国庫補助金の廃止、税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体改革など、国と地方のあり方を見直す行財政改革が推進され、地域のことは地域自らが責任をもって決めていく分権型社会が本格化しつつある。

こうした中、新たに策定する総合計画は、社会経済を展望しながら、より魅力的な地域づくりを進めていくための長期的な指針として策定するものとする。

(3) 市民参画の視点

まちづくりは、行政においてのみ計画し推進するものではなく、市民との対話・協調・協働といった場を実現し、市民の共感を得ながら市民本位の視点に立って進めることが何よりも大切である。そのため、計画策定経過を通じて市民の多様な参加・協働を可能とし、市民と行政の役割分担や施策の優先順位を明確化するなど、市民にわかりやすく、計画そのものが市民のものであるという視点に立った計画づくりを目指すものとする。

3 計画の構成及び期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

(1) 基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。

計画期間は、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。

計画期間は、前期計画を平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 か年とし、後期計画を平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画

財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を明らかにするもので、2 年間のローリング方式により作成するものとする。

懇話会

構成員	公募による市民等 24 人以内
役割	総合計画の策定に関する事項について検討を行い、自由に意見を述べていただき、その意見は総合計画の策定の参考とする。

(3) 市民参加

計画策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民参加に努めるものとする。

審議会委員・懇話会委員の公募

市民アンケート調査の実施

地区別懇談会の開催

パブリックコメントの実施

広報紙・ホームページを通して総合計画に関する情報の積極的な発信

(4) 関係団体等へのヒアリング

構想、計画の原案を策定するために、市内の関係団体・機関などから幅広い意見を求めるためヒアリングを行う。

5 策定スケジュール

平成 18 年度、19 年度の 2 か年で策定する。

(1) 平成 18 年度

市民アンケート調査や事務事業の点検などの基礎調査を実施し、基本構想素案を作成する。

(2) 平成 19 年度

基本構想素案をもとに基本計画を作成し、審議会の答申を受け基本構想の議決を経て、総合計画（基本構想、基本計画）を策定する。